岩沼市教育等の振興に関する施策の大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に定める岩沼市の教育、 学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、次のように定め、今 後、市の各種計画との整合を図りながら、その実現に向け市全体で取り組んで いくものとする。

未来社会を展望し、広い視野と主体性をもち、命あるすべてのものと共に生きる心豊かな人間の形成と、明るく楽しい魅力あるまちづくりをめざし、学校・家庭・地域が一体となって、「たくましさとやさしさを培う学校づくりの推進」、「学びと潤いにみちた地域社会の実現」、「かおり高い芸術文化の醸成」、「感動と活力あふれるスポーツの振興」を中心に、市民の生涯にわたる学習の充実に努める。

〇たくましさとやさしさを培う学校づくりの推進

創造的で特色ある学校づくりを推進し、児童生徒の充実した学校生活の実現に期するとともに、生きる力をはぐくむ基礎・基本の確実な定着や個性を生かす教育をとおして「夢をはぐくみ、愛のある教育」の一層の充実に努める。

〇学びと潤いにみちた地域社会の実現

「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えることが、活力ある地域づくりにつながることから、学校、家庭、地域との連携・融合を密にするとともに、施設・設備の計画的整備と活用を図り、生涯にわたる学習機会の拡充に努める。

〇かおり高い芸術文化の醸成

市民の豊かな情操と潤いのある生活の実現をめざし、かおり高い芸術文化とのふれあいと創造を図るとともに、先人の貴重な遺産である文化財の保護と活用に努める。

〇感動と活力あふれるスポーツの振興

市民誰もが生涯にわたり健康と体力づくりのためのスポーツに親しむことができる環境の整備充実に努める。